

大川広域行政組合さざんか荘設置及び管理条例

〔平成12年 2月21日
条 例 第 2 号〕

改正 平成13年 9月19日条例第 8号 平成14年 2月27日条例第 1号
平成15年 2月12日条例第 6号 平成15年 4月 1日条例第 7号
平成16年 2月26日条例第 1号 平成20年 2月28日条例第 2号
平成24年 7月27日条例第 2号 平成25年 2月15日条例第 2号
平成28年 3月28日条例第 5号

大川老人ホーム設置及び管理条例（平成 8 年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する事業を実施するため、大川広域行政組合さざんか荘（以下「さざんか荘」という。）を香川県さぬき市大川町田面 3 6 0 番地に設置する。

（事業の種類及び定員）

第 2 条 さざんか荘の事業の種類及び定員は、別表のとおりとする。

（管理）

第 3 条 さざんか荘は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（委任）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 9 月 1 9 日条例第 8 号）

この条例は、平成 1 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 2 月 2 7 日条例第 1 号）

この条例は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 2 月 1 2 日条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 8 年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月28日条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月27日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 2 大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成25年2月15日条例第2号）

この条例は、規則で定める日から施行する。 規則で定める日は、平成25年4月1日

附 則（平成28年3月28日条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業の種類		定員
養護老人ホーム		100人
	老人短期入所事業	10人
特別養護老人ホーム	指定介護老人福祉施設	50人
	指定短期入所生活介護事業	随時
	指定介護予防短期入所生活介護事業	
老人デイサービスセンター	指定通所介護事業	30人以下
	指定介護予防通所介護事業又は指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業	
老人介護支援センター		随時
	指定居宅介護支援事業	随時
訪問介護事業所	指定訪問介護事業	随時
	指定介護予防訪問介護事業又は指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業	随時